今年も町・県民税の申告相談の時期がまいりました

税金は、納税者の皆さんがそれぞれ自分の1年間の所得を計算して、それをもとにして納税をすることになっています。申告相談の期間は**2月16日から3月8日まで**となっています。また、役場本庁舎2階会議室・由岐支所2階大会議室での申告相談の受付時間については、午後6時まで時間を延長して相談を受け付けますので、必ずこの期間内に平成23年中の所得の申告を行ってください。

なお、仕事の都合や、やむを得ない事情等により上記期間中に申告ができない方は、遅くとも3月15日までに必ず申告を行ってください。

この所得の申告は、平成24年度の町県民税や国民健康保険税及び後期高齢者医療制度等の各種制度(障害者、介護保険、重度医療、社会保険の被扶養者等)の適用の算定基礎となる重要なものです。

◆申告をしなければならない人

平成24年1月1日現在で美波町内に在住し、平成23年1月1日から12月31日までの1年間に所得のあった人。

このほか、国民健康保険に加入している世帯や後期高齢者医療制度に該当する方(75歳以上)や各種制度 (障害者、介護保険、重度医療、社会保険の被扶養者等)の適用を受けている方については、所得のあるなし にかかわらず必ず申告をしてください。申告ができていないと国保税や後期高齢者医療保険料の軽減措置が 受けられなかったり、各種の証明書等の発行ができなかったり、不利益を受ける場合があります。

◆申告をしなくてもよい人

平成23年中の所得が給与所得のみで、給与の支払者から町長に対して給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されている人や確定申告を行った人。

※所得税の確定申告書は自分で記入し、阿南税務署へ提出してください。

◆申告に必要なもの(申告時に持参してください)

- ○印鑑
- ○平成23年中の所得が計算できる関係書類
 - 給与支払報告書(源泉徴収票)、公的年金等源泉徴収票、収支内訳書等
 - 配偶者のパート、内職、年金等の収入が確認できる書類
 - ※農業所得の方については、昨年12月に配布いたしました「平成23年中農業所得収支内訳書」に必要事項を記入し持参していただくか、収支計算ができる関係書類を持参してください。また、20万円以上の大農機具を購入された方は、領収書等の購入金額を証明する書類を持参してください。
 - ※漁業所得者の方についても、収支計算が原則となっていますので、事前に収支内訳書を記載していただくか、収支計算ができる関係書類を持参してください。
- ○社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書、生命保険・個人年金、地震 (損害) 保険料等の控除証明書、医療費等の領収書並びに証明書
 - ※医療費の領収書は、個人毎の病院別に仕分けの上、合計金額を計算しておいてください。



税源移譲 (住民税のしくみが変わりました!

◆扶養控除等の改正

- ○年少扶養親族(扶養親族のうち、年齢 16 歳未満の者)に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い、 扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は、年齢 16 歳以上の扶養親族とされました。
 - ※年少扶養については、控除対象扶養親族にはなりませんが、住民税均等割等の非課税限度額の判定の扶養親族数には含めます。
- ○年齢 16歳以上 19歳未満の者に対する扶養控除については、上乗せ部分 12万円(25万円)が廃止され、 扶養控除の額が33万円(38万円)とされました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、扶養親族のう ち年齢19歳以上23歳未満の扶養親族とされました。
 - ※()内の数字は所得税での控除額

◆住民税の住宅借入金等特別税額控除制度

平成21年から25年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、翌年度分の住民税(所得割)から控除(ただし、97.500円

5 広報みなみ 🦠